

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく 「宇部市立小・中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画」

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

児童生徒の適切な学習環境及び教職員の適切な教育環境づくりに注力するため、教職員の現状業務量の管理及び健康確保のための措置について、具体的な計画を構築することを基本とする。

(2) 本市の現状

本市では、これまで県教委が実施する「教職員の在校等時間管理調査」に協力し、その時間の縮減に取り組んできた結果、令和6年度の月45時間を超える教職員の割合は、前年度と比較し、小学校△3.3ポイント、中学校△0.3ポイント減少している。

しかしながら、中学校では、部活動などの業務の負担感が大きいため、地域クラブへの移行・展開を図ることによって、生徒に向き合う時間を増やし、教育の質の向上のための更なる時間的余裕を創出することが求められている。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均（1人当り）	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月32.0時間	24.5%	1.8%
中学校	月36.6時間	36.1%	2.2%

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月45時間を超える割合を、ゼロに近づける。
- ・1人当たりの月平均時間を、30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年次有給休暇の平均取得日数を、小・中ともに15日以上とする。

【令和6年度：平均取得日数 小学校14.3日、中学校11.5日】

- ・教職員が、児童生徒・保護者との信頼関係の構築及び専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務

- ・児童生徒の登下校の見守りについては、各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域住民等による通学路の見守り活動を推進する。

- ・放課後以降の見回り活動については、原則警察が行っている見回りに委ねる（宇部市花火大会を除く。）。
- ・保護者からの苦情等の窓口として、市教委は市ウェブサイト（市教委）のメール、電話、来庁者への対応を行う。また、学校だけでは対応が困難な場合は、県教委が作成予定の「学校における保護者等対応ガイドライン（仮称）」を踏まえ、弁護士や指導主事が学校とともに対応する体制を構築する。
- ・令和8年度から、学校の電話機に通話録音機能を有する機器を順次設置する。

イ. 教員以外が積極的に参画すべき業務

- ・各学校では、校務支援システムやLoGoフォーム等の機能を活用し、市教委から学校に発出される調査等に係る事務負担を軽減する。
- ・中学校では、令和11年度までに部活動を終了し、令和12年度から地域移行・展開を実現する。

ウ. 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備や採点作業等を補助する学校支援員を、全小中学校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・スクールソーシャルワーカーや民生委員の生徒指導関係の中学校区会議への参加目標を80%とし、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・市教委は、学校と医療・福祉・警察等の関係機関との連携に関する研修を実施（年6回以上）することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員の派遣を充実する。

（2）学校における措置の推進

- ・各学校の年間及び週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・各学校では、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行い、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用等により、授業準備や各種集計・分析業務などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、33%から50%にする。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組（労働安全衛生法等の関係）

- ・時間外在校等時間が月80時間を超えた教職員に対しては、医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・各学校に対し、年次有給休暇をまとめて取得できるよう働きかける。
- ・努力目標として、教職員は19時までに退庁する。
- ・夏季・冬季長期休業中に、土日祝を除き10日以上の一斉閉庁日を設定する。
- ・長期休業中は、早出遅出勤務制を適応する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、市ウェブサイトで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議に報告する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・課題が見受けられる学校に対しては、聞き取り・指導等を実施するとともに、特に、時間外在校等時間が長時間となっている、業務の持ち帰りや休憩時間の確保ができていない場合には、個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けの研修を充実させるなど、市教委からの支援を強化する。
- ・校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。